

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号) (第一条関係)	1
○下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号) (第二条関係)	17
○政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) (附則第七条関係)	43
○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) (附則第八条関係)	44
○租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号) (附則第八条関係)	46
○中小企業基本法(昭和三十八年法律第五百十四号) (附則第九条関係)	50
○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) (附則第十条関係)	52
○ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号) (附則第十一条関係)	54
○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (附則第十二条関係)	55
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号) (附則第十三条関係)	58

改 正 案	現 行
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造	下請代金支払遅延等防止法 （目的） 第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材

を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者^{（新設）}に委託することをいう。

2
2
4
（略）

5 | この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

6 | この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 |
（略）

8 | この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及

料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2
2
4
（略）

（新設）

5 | この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 |
（略）

7 | この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同

び第五号において同じ。)をするもの

二 (略)

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託(それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第六号並びに次項第三号、第四号及び第六号において同じ。)をするもの

四 (略)

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの(第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。)

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの(第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。)

じ。)をするもの

二 (略)

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託(それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。)をするもの

四 (略)

(新設)

(新設)

9| この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10| 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員¹の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者

8| この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

(新設)

(新設)

9| 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員¹の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造

から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者がそれぞれ前項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る

委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）か

役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 製造委託等代金の支払期日が定められなかったときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第四条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

ら起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

（書面の交付等）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 | 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(委託事業者の遵守事項)

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託

2 | 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給

事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

六 中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払

付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払

期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

(削る)

二 (略)

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後(役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後)に給付をやり直させること。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

(遅延利息)

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、中小受

うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

三 (略)

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に)給付をやり直させること。

(新設)

(遅延利息)

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受

託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第七条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十四条第三号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（新設）

（書類等の作成及び保存）

第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

い。

(指導及び助言)

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることが出来る。

(中小企業庁長官の請求)

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部

(新設)

(中小企業庁長官の請求)

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(新設)

を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(削る)

(勧告)

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従ったときに限り、当該勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第十二条 公正取引委員会は、委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従ったときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若

全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。

（の中小受託事業者（中小受託事業者（法人に限る。）が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者（法人に限る。）の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企

しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中

業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等)

第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(新設)

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。 二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。 三 第七条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。 第十五条 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 (略)	一 第三条第一項の規定による書面を交付しなかつたとき。 (新設) 二 第五条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。 第十一条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第十二条 (略)
---	---

改 正 案	現 行
<u>受託中小企業振興法</u> （目的） 第一条 この法律は、<u>製造委託等を受ける中小企業者の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、受託中小企業振興協会による受託取引のあつせん等を推進することにより、受託取引に係る関係を改善して、受託取引に係る関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう受託中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u> （定義） 第二条 この法律において「<u>製造委託等</u>」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを行う。 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の	<u>下請中小企業振興法</u> （目的） 第一条 この法律は、<u>下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u> （定義） 第二条 （新設）

修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六 その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう

（新設）

°

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 五 （略）

4 この法律において「委託事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し同項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

（削る）

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 五 （略）

2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として

(削る)	使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
(削る)	二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
(削る)	三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
(削る)	四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
(削る)	五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部
3 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。	一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。） 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

5| この法律において「中小受託事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて第一項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものという。

6| この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

7| この法律において「特定中小受託事業者」とは、中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定委託事業者」とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者をいう。

8| この法律において「特定連携事業」とは、二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは

四| 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

4| この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものという。

（新設）

5| この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

6| この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作

は作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

(振興基準)

第三条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
- 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 (略)

- 五 中小受託事業者の連携の推進に関する事項
- 六 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

(振興基準)

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項
- 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 (略)

- 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
- 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の受託取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 （略）

（指導等）

第四条 主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

（振興事業計画）

第五条 委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者（当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（二以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。）又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体（以下「中小受託事業者等」という。）は、当該委託事業者（関係中小受託事業者であつて他の関係中小受託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。）の発注分野の明確化、当該一若しくは二以上の関係中小受託事業者又は当該団体の構成員である当該委託事業者の関係中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の受託中小企業の

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 （略）

（指導及び助言）

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

（振興事業計画）

第五条 親事業者及びその一若しくは二以上の下請事業者又はその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者である事業協同組合その他の団体（以下「下請事業者等」という。）は、当該親事業者の発注分野の明確化、当該一若しくは二以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

振興に関する事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

3 委託事業者は、中小受託事業者等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該中小受託事業者等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

（承認の基準）

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該委託事業者及び中小受託事業者等がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 （略）

三 当該委託事業者から二以上の段階にわたる製造委託等が行われる場合において、その関係中小受託事業者であつて当該委託事業者の中小受託事業者以外の者が当該振興事業に参加するときは、当該関係中小受託事業者の先次の全ての関係中小受託事

2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

3 親事業者は、下請事業者等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該下請事業者等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

（承認の基準）

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該親事業者及び下請事業者等がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 （略）

（新設）

業者が当該振興事業に参加するものであること。

四 当該中小受託事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該団体の構成員である中小受託事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五条第一項の承認を受けた委託事業者及び中小受託事業者等は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた委託事業者又は中小受託事業者等が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 (略)

(特定連携事業計画)

第八条 二以上の特定中小受託事業者は、共同で行おうとする特定連携事業に関する計画(二以上の特定中小受託事業者が会社(一又は二以上の当該特定中小受託事業者が資本金の額又は出資の総額の二分の一以上を出資しているものに限る。以下「特定会社」

三 当該下請事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該団体の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五条第一項の承認を受けた親事業者及び下請事業者等は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた親事業者又は下請事業者等が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 (略)

(特定下請連携事業計画)

第八条 二以上の特定下請事業者は、共同で行おうとする特定下請連携事業に関する計画(二以上の特定下請事業者が会社(一又は二以上の当該特定下請事業者が資本金の額又は出資の総額の二分の一以上を出資しているものに限る。以下「特定会社」という。

という。)と共同で特定連携事業を行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定中小受託事業者が当該特定会社と共同で行う特定連携事業に関するものを含む。以下「特定連携事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その特定連携事業計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 特定連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定連携事業の目標

二 特定連携事業の内容及び実施時期

三 特定連携事業を共同で行う特定中小受託事業者(特定会社を含む。)以外の事業者(以下「共同事業者」という。)がある場合又は特定連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

四 特定連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容

五 特定連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において

と共同で特定下請連携事業を行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定下請事業者が当該特定会社と共同で行う特定下請連携事業に関するものを含む。以下「特定下請連携事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その特定下請連携事業計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 特定下請連携事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定下請連携事業の目標

二 特定下請連携事業の内容及び実施時期

三 特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者(特定会社を含む。)以外の事業者(以下「共同事業者」という。)がある場合又は特定下請連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

四 特定下請連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容

五 特定下請連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において

て、当該申請に係る特定連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 当該特定連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善が行われるものであること。

三 前条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項が特定連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(特定連携事業計画の変更等)

第十条 第八条第一項の認定を受けた特定中小受託事業者（以下「認定特定中小受託事業者」という。）は、当該認定に係る特定連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定特定中小受託事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、当該認定に係る特定連携事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたとき

て、当該申請に係る特定下請連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 当該特定下請連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善が行われるものであること。

三 前条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項が特定下請連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(特定下請連携事業計画の変更等)

第十条 第八条第一項の認定を受けた特定下請事業者（以下「認定特定下請事業者」という。）は、当該認定に係る特定下請連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定特定下請事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、当該認定に係る特定下請連携事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつた

は、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて特定連携事業が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、振興事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証(同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する委託事業者(当該承認計画に従つて振興事業を実施する関係中小受託事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の関係中小受託事業者の委託事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である関係中小受託事業者)であつて当該団体の構成員である他の関係中小受託事業者の委託事業者であるものを含む。)に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、当該承認計画に従つて行

ときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて特定下請連携事業が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証(同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者)であつて当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む。)に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものを

われる振興事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十一条第一項に規定する振興事業関連保証（以下「振興事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	振興事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	振興事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

いう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証（以下「下請振興関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

		2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、 特定連携事業関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三 条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつ て、認定計画に従つて行われる特定連携事業（以下「認定特定連 携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。 ）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げ る同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲 げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
	当該債務者	振興事業関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者	
第三条第一項	保険価額の合 計額が	受託中小企業振興法（昭和四 十五年法律第百四十五号）第 十一条第二項に規定する特定 連携事業関連保証（以下「特 定連携事業関連保証」という 。）に係る保険関係の保険価 額の合計額とその他の保険関 係の保険価額の合計額とがそ れぞれ	

		2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、 特定下請連携事業関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、 第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で あつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業（以下「認 定特定下請連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう 。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表 の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
	当該債務者	下請振興関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者	
第三条第一項	保険価額の合 計額が	下請中小企業振興法第十一条 第二項に規定する特定下請連 携事業関連保証（以下「特定 下請連携事業関連保証」とい う。）に係る保険関係の保険 価額の合計額とその他の保険 関係の保険価額の合計額とが それぞれ	

第三条の二第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	特定連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	特定連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	特定連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、特定連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第二項に規定する認定特定連携事業に必要な資金（以下「特定連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二

第三条の二第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	特定下請連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」と

項中「二億円」とあるのは「四億円（特定連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定特定連携事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及

あるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、下請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定特定下請連携事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受

び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特定連携事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 (略)

(資金の確保)

第十三条 政府は、承認計画又は認定計画に従つて振興事業又は特定連携事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた委託事業者又は中小受託事業者等に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定計画に従つて特定連携事業を行う者に対し、

け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特定下請連携事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 (略)

(資金の確保)

第十三条 政府は、承認計画又は認定計画に従つて振興事業又は特定下請連携事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた親事業者又は下請事業者等に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定計画に従つて特定下請連携事業を行う者に対

認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(受託中小企業取引機会創出事業者の認定)

第十五条 次に掲げる事業（以下「受託中小企業取引機会創出事業」という。）を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 法人又は個人から第二条第一項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

二・三 （略）

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 受託中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ 受託中小企業取引機会創出事業の内容

ロ 受託中小企業取引機会創出事業の実施体制

ハ （略）

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その行う受託中小企業取引機会創出事業の内容が中小受託事業者の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定

し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(下請中小企業取引機会創出事業者の認定)

第十五条 次に掲げる事業（以下「下請中小企業取引機会創出事業」という。）を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 法人又は個人から第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

二・三 （略）

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ 下請中小企業取引機会創出事業の内容

ロ 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制

ハ （略）

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定め

める基準に適合すること。 二 その行う受託中小企業取引機会創出事業を実施する体制が受託中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。	る基準に適合すること。 二 その行う下請中小企業取引機会創出事業を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。
4 (略)	4 (略)
第十六条 (略)	第十六条 (略)
(報告の徴収)	(報告の徴収)
第十七条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、受託中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。	第十七条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。
第十八条 (略)	第十八条 (略)
(指導及び助言)	(指導及び助言)
第十九条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、受託中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。	第十九条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
(中小企業信用保険法の特例)	(中小企業信用保険法の特例)
第二十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証(中小企業信用保	第二十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証(中小企業信用保

。 除法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う受託中小企業取引機会創出事業（以下「認定受託中小企業取引機会創出事業」という。）に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十条第一項に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証（以下「 <u>受託中小企業取引機会創出事業関連保証</u> 」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の

。 除法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業（以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という。）に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	<u>下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証</u> （以下「 <u>下請中小企業取引機会創出事業関連保証</u> 」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	<u>下請中小企業取引機会創出事業関連保証</u> に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の

第三条の二三項及び第三条の三第二項		保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該借入金 の額のうち	受託中小企業取引機会創出事業 業関連保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該借入金 の額のうち	
当該債務者	受託中小企業取引機会創出事業 業関連保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	

2 新事業開拓保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十条第一項に規定する認定受託中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの（以下「受託中小企業取引機会創出事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（受託中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億

第三条の二三項及び第三条の三第二項		保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該借入金 の額のうち	下請中小企業取引機会創出事業 業関連保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該借入金 の額のうち	
当該債務者	下請中小企業取引機会創出事業 業関連保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	

2 新事業開拓保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する認定下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの（以下「下請中小企業取引機会創出事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小

円」とあるのは「三億円（受託中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定受託中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定受託中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2
(略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定事業者協力業務)
二十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、受託中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(国の責務等)

第二十三条 国は、中小受託事業者の経営基盤の強化及び適正な受託取引を可能とする環境の整備その他受託中小企業の振興を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあいまって、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定受託中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2
(略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定事業者協力業務)
二十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(新設)

必要な取組を推進するように努めるものとする。

3 国、地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(受託中小企業振興協会)

第二十四条 国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であつて次に掲げる業務を行うもの（以下「受託中小企業振興協会」という。）に対し、受託取引の円滑化を促進して受託中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

- 一 受託取引のあつせんを行うこと。
- 二 受託取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行うこと。
- 三 受託中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

第二十五条 受託中小企業振興協会は、認定特定中小受託事業者その他の中小受託事業者に対する受託取引のあつせんその他の業務について、中小受託事業者の受託取引の実態その他の事情に配慮しつつ、公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

(下請企業振興協会)

第二十三条 国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であつて次に掲げる業務を行うもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

- 一 下請取引のあつせんを行うこと。
- 二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行うこと。
- 三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

第二十四条 下請企業振興協会は、認定特定下請事業者その他の下請事業者に対する下請取引のあつせんその他の業務について、下請事業者の下請取引の実態その他の事情に配慮しつつ、公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う受託中小企業振興協会協力業務)

第二十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、受託中小企業振興協会の依頼に応じて、受託中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(調査)

第二十七条 国は、受託中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条の規定による指導、助言又は勸奨については、当該中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する大臣とする。

二 (略)

三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、中小受託

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務)

第二十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(調査)

第二十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

(主務大臣等)

第二十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

二 (略)

三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業

事業者及び委託事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。	者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。
第二十九条 (略)	第二十八条 (略)
(罰則)	(罰則)
第三十条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。	第二十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
第三十一条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。	第三十条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第三十二条 (略)	第三十一条 (略)

改 正 案	現 行
（寄附のあつせんに関する制限） 第二十二条の七（略） 2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、製造その他の行為の委託に係る代金^金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。	（寄附のあつせんに関する制限） 第二十二条の七（略） 2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、<u>下請代金</u>その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

改 正 案	現 行
附 則 （事業税の課税標準の特例） 第九条 （略） 2 〽 12 （略） 13 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合（当該事業年度終了の時ににおいて、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度	附 則 （事業税の課税標準の特例） 第九条 （略） 2 〽 12 （略） 13 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合（当該事業年度終了の時ににおいて、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度

終了の時に於いて当該法人の同項に規定する常時使用する従業員
の数が二千人を超える場合には、同条第五項第三号に規定する給
与等の支給額の引上げの方針、受託中小企業振興法（昭和四十五
年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者そ
の他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める
事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）には、
各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第四
十二条の十二の五第五項第六号に規定する控除対象雇用者給与等
支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の
報酬給与額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除
額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて
計算した金額を控除する。

14
～
26
（略）

終了の時に於いて当該法人の同項に規定する常時使用する従業員
の数が二千人を超える場合には、同条第五項第三号に規定する給
与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五
年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他
の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項
を公表している場合として政令で定める場合に限る。）には、各
事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第四十二
条の十二の五第五項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給
増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬
給与額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を
控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算
した金額を控除する。

14
～
26
（略）

改 正 案	現 行
（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除） 第十条の五の四 青色申告書を提出する個人が、令和五年から令和九年までの各年（令和五年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（その年十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）<u>第二条第五項</u>に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該個人のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金	（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除） 第十条の五の四 青色申告書を提出する個人が、令和五年から令和九年までの各年（令和五年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（その年十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、<u>下請中小企業振興法</u>（昭和四十五年法律第四百十五号）<u>第二条第四項</u>に規定する<u>下請事業者</u>その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該個人のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の

額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（その年において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（その年において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一〇三 （略）

二〇一〇 （略）

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五 青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対す

計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（その年において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（その年において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一〇三 （略）

二〇一〇 （略）

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五 青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対す

る割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時にあって、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度終了の時にあって当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、受託中小企業振興法第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）

（は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から、当該法人の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の

る割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時にあって、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度終了の時にあって当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）は

、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から、当該法人の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分

百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一〇三 (略)

二〇
一〇
(略)

の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一〇三 (略)

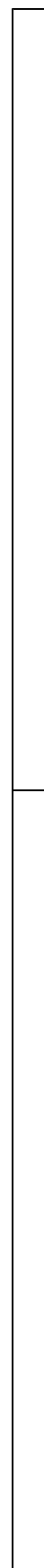
二〇
一〇
(略)

改 正 案	現 行
（取引の適正化） 第二十二條 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、代金^レの支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。 （所掌事務） 第二十九條 （略） 2 （略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十^レ八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二^レ号）、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年	（取引の適正化） 第二十二條 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下^レ請代金^レの支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。 （所掌事務） 第二十九條 （略） 2 （略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十^レ八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二^レ号）、下^レ請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年

法律第五十一号)、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)、物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)及び小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

法律第五十一号)、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)、物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)及び小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改 正 案	現 行
（他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置） 第二十四条 （略） 2 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、国土交通省令で定める場合を除き、当該他の一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者に対し、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二百十号）<u>第四条第一項の規定による明示（書面の交付による方法又は次項に規定する方法に相当する方法によるものに限る。）又は同条第二項の規定による書面の交付をしたときは、当該明示をした事項又は当該書面に記載した事項については記載することを要しない。</u> 一〇三 （略） 3 （略）	（他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置） 第二十四条 （略） 2 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、国土交通省令で定める場合を除き、当該他の一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者に対し、<u>下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）<u>第三条第一項の規定による書面の交付（同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。）をしたときは、当該書面に記載した事項については記載することを要しない。</u></u> 一〇三 （略） 3 （略）



改 正 案	現 行
（中小企業の育成） 第十五条（略） 2 国は、中小事業者の取引条件に関する不利を補正するため、その取引の適正化に関し必要な施策を講ずるものとする。	（中小企業の育成） 第十五条（略） 2 国は、中小事業者の取引条件に関する不利を補正するため、その下請取引の適正化に関し必要な施策を講ずるものとする。

改 正 案	現 行
（基本方針） 第三条（略） 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三 （略） 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 (1) 三 （略） (4) 委託事業者（<u>受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する委託事業者をいう。</u>以下同じ。）<u>、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</u> (5) 六 （略） ロ・ハ （略） 3・4 （略） （事業継続力強化計画の認定） 第五十六条（略） 2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければな	（基本方針） 第三条（略） 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三 （略） 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 (1) 三 （略） (4) 親事業者（<u>下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第二項に規定する親事業者をいう。</u>以下同じ。）<u>、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</u> (5) 六 （略） ロ・ハ （略） 3・4 （略） （事業継続力強化計画の認定） 第五十六条（略） 2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければな

らない。

一 (略)

二 事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、委託事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

ホ〜ト (略)

三・四 (略)

3 (略)

（連携事業継続力強化計画の認定）

第五十八条 (略)

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 連携事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 連携事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、委託事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」とい

らない。

一 (略)

二 事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

ホ〜ト (略)

三・四 (略)

3 (略)

（連携事業継続力強化計画の認定）

第五十八条 (略)

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 連携事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 連携事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」とい

う。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容 ニ・ホ (略) 四・五 (略) 3 (略) (中小企業者の事業継続力強化に資するための措置) 第六十六条 国、地方公共団体、<u>委託事業者</u>、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に関する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 (略)	。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容 ニ・ホ (略) 四・五 (略) 3 (略) (中小企業者の事業継続力強化に資するための措置) 第六十六条 国、地方公共団体、<u>親事業者</u>、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に関する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 (略)
--	---

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～十九 （略） 二十 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第 二十二条及び第二十六条の規定による協力を行うこと。 二十一～二十五 （略） 2～6 （略）	（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～十九 （略） 二十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第 二十二条及び第二十五条の規定による協力を行うこと。 二十一～二十五 （略） 2～6 （略）